

## 公庫が公営企業のみを対象とした理由

### ○ 地方制度調査会の第4回答申（昭和31年12月24日）について

・ 「従来専ら公募債消化の見地からこれがため必要な機関として地方公共団体中央金庫の創設を繰返し主張してきた地方制度調査会も、公債費累増に対処する一般会計債の漸減、地方行政内容充実の一環としての公営企業整備拡充のための公営企業債の積極的増額と、これに伴う公募債の増加といった地方債運営改善政策の新しい方向づけに即してその構想に変更を加え、公営企業債に重点を置いた公募債消化円滑化の機関として、ここに改めてこれを提唱した」（公庫5年史262頁）

・ 「地方債全般を取り扱う機関の設立を求めるとの考え方が後退し、公営企業を対象とした地方債を扱う機関を設立するとの構想が前面に押し出されることとなったのは、昭和30年代当初においては、多くの地方公共団体は依然として財政窮乏の状態にあり、普通会計の分野では積極的な事業やサービスの推進が困難な状況にあったことに起因していた。すなわち、地方公共団体が地域住民のために積極的な福祉向上を図ろうとすれば公営企業に係る事業の拡充を行うほかに代案がなく、また戦後の荒廃からようやく立ち直ろうとしていた地方公共団体のこれらの事業に対する需要も強かったのである」（公庫40年史67頁）

### ○ 「公営事業金融公庫」案と「公営企業金融公庫」案

・ 「自治庁の「公営事業金融公庫」案の考え方の中には、いわゆる公営企業や収益的建設事業のほかに例えば新市町村建設事業があげられ、さらに地方財政健全化のための公債費対策の一環としての見地から公募債の条件合理化が必要である限り、地方債計画計上の全事業にも及び得るものであるとする意図があったが、大蔵省はこれを認めず、融資対象事業を公営企業のみに限定せんとしたため「公営企業金融公庫」案を主張、結局同省案のとおりとなったのであった。ただし、この場合「公営企業」とは、従来のいわゆる公営企業概念よりも広義のものに拡大されたのであって、「地方団体が行う事業のうち主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので政令で定めるもの」すなわち具体的には収益的建設事業又は準公営企業を含

むものであることは後述のとおりであり、また、その際一般会計分の地方債資金は原則として政府資金をもってあてるという注目すべき了解が行われたのであった。」

・ 「そしてまた、その同じ立場から公庫という独立の政府関係機関による地方債の融資である以上、その対象は地方財政の井勘定では困るので、公営企業ないし少なくともこれに準じて収益性があり、それ自体でバランスを持ちうる事業でなければならないとし、先に述べたように融資対象に限定を加えたのであった。」

#### ○ 公営企業金融公庫法案の国会審議

(・ 昭和 32 年度地方財政計画に関する件・小林自治庁財政部長説明 (S32/3/1 衆・地行委))

「地方債計画が書いてございまして、地方債計画は大臣からもきのう御説明がございましたが、地方債はできるだけ一般会計においてこれを減らしたい、一般財源の増強に見合いました国は公募債主義をとっており、地方だけは借金政策をとっておる、ここに根本的な地方財政の不健全な因子があったのでありまして、一般財源の増強をする限りできるだけ地方債を減らしたい、こういう考え方で三十二年度は総計百九十五億を財政計画から落し、そのかわりに公営企業会計の額をできるだけふやそうという考えをとったのでございます。…

政府資金と公募との関係におきましては、一般会計におきましては思い切って公募を避けて、できるだけ全部政府資金に切りかえたいというのが基本的な考え方でございまして、公募をできるだけ減らす方向でものを考えたのでございますが、なお政府資金の関係もございまして、一部大きな規模の団体等では公募は必ずしも不可能でもなければ、それほど困難でもないので、そういうものを中心に公募の運用をはかりたいという考え方をとったのでございます。それでは公営企業会計で考えることにして、公営企業会計では一方公募の消化を容易ならしめるために、別途法律で御審議を願う公営企業金融公庫でもって、その公募の合理的な消化をはかりたいという考えでおるわけでございます。」

・ 田中自治庁長官説明 (S32/3/5 衆・地行委)

「地方公共団体が経営しております公営企業は、水道、交通を始め多岐にわ

たっておりますが、これが整備拡充は、民生を安定するためにも地方産業を振興するためにも、きわめて緊要と存ぜられ、政府といたしましても、一段とその積極的な推進をはかりたいと存ずるのであります。すなわち、地方債につきまして、一般会計分は公債費対策の一環としてこれを漸減し、必要な限度にとどめる一方、公営企業債は、可能な限り増額することといたしましたのもこのためでございます。しかして、これら地方債につきましては、できるだけ政府資金で処置することが望ましいのであります。政府資金の原資の関係もあり、ある程度はいわゆる公募資金に依存せざるを得ないのであります。

しかしながら、公募地方債の消化につきましては、一部の地方公共団体を除き、必ずしも容易でなく、また、その条件も必ずしも低利かつ安定したものと申せないでございます。従いまして、公営企業の推進のためには、これがため必要な資金のワクを拡大するとともに、その調達を容易にし、その資金を低利かつ安定した条件で供給することがぜひとも必要であります。このような要請に基いて、公営企業のうち、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通する公営企業金融公庫を設け、公営企業の健全な運営に資し、住民の福祉の増進に寄与したいと存じます。これが、この法律案を提出する理由でございます。」

・ 大沢雄一委員に対する小林自治庁財政部長答弁（S32/3/30 参・地行委）

問 御承知のように、多年このいわゆる自治金融公庫の設置ということ要望して参りました。今回、公営企業資金に限って、その要望の一部が実現した形になりましたのでございます。将来、当初、地方団体関係者が考えておりましたような、地方自治体の公募する資金全面にわたっての金融公庫の設置というようなことにつきましては、どういうふうにお考えになっておられますか。

答 これはわれわれといたしましても、できたらそういうものをと考えているのであります。いろいろの関係でこういうことになったのでございます。ただ一つの問題点といたしましては、むしろ一般会計におきましては、もう政府資金中心で今後運営したらどうか、大蔵省もそういう考え方で、なるべく今後公募債をつけまい、そうして公営企業についてだけ公募債を考える方

針で行こうじゃないか、こういうような意向でございまして、われわれもそういうことが一番望ましいこととございまして、全部、政府資金でやってもらうならば、もはやこういう必要なかないわけとございまして。今後、できるだけ一般会計につきましては政府資金中心という考え方でこの運用をはかりたい、こういう考えでおります。

○ 公営企業金融公庫法成立時の附帯決議

衆議院

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意して、その運営の適正をはかるべきである。

- 一、地方債の一般会計分は、全額政府資金を以つて充てること。
- 一、公庫の出資金及び政府保証による公庫債の限度額は、今後更に増額をはかるとともに公庫資金の貸付については、できる限り低利にすること。
- 一、地方団体の公債費の負担軽減をはかるため、公庫において既発行公募地方債の低利借替を行うよう措置すること。
- 一、将来公庫において、地方団体に対する一時借入金の融通を行うよう措置すること。

右決議する。

参議院

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意し、その適正かつ、円滑な運営をはかるべきである。

- 一、公庫の資本金及び政府保証による公庫債の発行限度額は、今後さらに増額すること。
- 一、地方債計画一般会計分については全額政府資金をもって充てること。
- 一、公庫資金の利率は、極力引下げ、かつ公庫において既発行の公募地方債につき低利借りかえを行うよう措置すること。
- 一、将来、公庫において、地方団体に対する一時借入金の融通を行うよう措置すること。

一、公庫の融資に当っては、貧弱市町村の公営企業を優先せしめること。

右決議する。

(参考)

一般会計債及び公営企業債の割合推移(地方債計画ベース)

		額	シェア
昭和30年度	一般会計債	850	75.6%
	公営企業債	274	24.4%
	合計	1,124	
昭和32年度	一般会計債	520	52.5%
	公営企業債	470	47.5%
	合計	990	
昭和35年度	一般会計債	560	41.8%
	公営企業債	780	58.2%
	合計	1,340	
昭和40年度	一般会計債	1,398	31.6%
	公営企業債	3,032	68.4%
	合計	4,430	
昭和50年度	一般会計債	10,184	41.5%
	公営企業債	14,327	58.5%
	合計	24,511	
昭和60年度	一般会計債	33,887	59.6%
	公営企業債	22,951	40.4%
	合計	56,838	
平成7年度	一般会計債	88,152	67.2%
	公営企業債	43,113	32.8%
	合計	131,265	
平成17年度	一般会計債	83,108	72.1%
	公営企業債	32,170	27.9%
	合計	115,278	

公庫法成立

## 公庫金利と財政融資資金金利の比較 (単位：%)

	20年 (シェア 20%)			28年 (シェア 71%)		
	公庫金利 A	財融金利 B	金利差 A - B	公庫金利 A	財融金利 B	金利差 A - B
2007年	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
7月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
8月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
9月	1.95	1.90	0.05	2.10	2.10	0
10月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
11月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
12月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.00	0.15
2008年	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05
1月	1.90	1.80	0.10	2.15	2.10	0.05
2月	1.90	1.80	0.10	2.15	2.00	0.15
	1.90	1.80	0.10	2.10	2.00	0.10
3月	1.90	1.70	0.20	2.10	2.00	0.10
	1.85	1.70	0.15	2.10	2.00	0.10
4月	1.85	1.80	0.05	2.10	2.10	0
	1.80	1.80	0	2.10	2.10	0
5月	1.90	1.90	0	2.20	2.20	0
	1.90	1.90	0	2.20	2.20	0
6月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
7月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
8月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
9月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05

## 最近の金利水準の推移

### 1 市場公募債（満期一括償還）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
5年債（個別債）	0.98 %	1.45 %	1.41 %	1.19 %	1.18 %	1.12 %
10年債（共同債）	1.56 %	1.74 %	1.89 %	1.79 %	1.62 %	1.56 %
20年債（個別債）	発行なし	2.31 %	2.46 %	2.28 %	2.28 %	2.20 %
30年債（個別債）	発行なし	発行なし	発行なし	発行なし	2.62 %	2.55 %

※発行条件の良いものの例。

### 2 財政融資資金（3年据置元利均等償還）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10年	1.10 %	1.40 %	1.60 %	1.50 %	1.30 %	1.20 %
20年	1.70 %	1.90 %	2.10 %	1.90 %	1.80 %	1.80 %
30年	2.10 %	2.20 %	2.30 %	2.20 %	2.10 %	2.10 %

### 3 銀行等引受債（元金均等償還、都道府県・政令市）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10年	1.50 %	1.70 %	1.88 %	発行なし	1.50 %	1.30 %
20年	2.02 %	2.67 %	発行なし	発行なし	発行なし	2.01 %

# 市町村の借入実態について

		借入先	20年 借入日	借入額 (千円)	利率(%)	対応する 財融資金 金利	償還期間 (うち据置)	償還方式	交渉方法(入 札、見積り、相 対交渉)
A	a市(町)	地銀	5月30日	2,069,600	2.320	1.8	20(1)	元金均等	相対方式
		地銀	5月30日	509,300	1.743	1.4	10(3)	元金均等	相対方式
		信金	5月30日	1,000,000	2.118	1.8	20(1)	元金均等	相対方式
	b市(町)	JA	5月30日	652,000	1.550	1.3	10(1)	元金均等	比較見積
		JA	5月30日	959,000	1.550	1.3	10(1)	元金均等	比較見積
		地銀	5月30日	52,800	1.760	1.6	10(0)	満期一括	比較見積
	c市(町)	地銀	5月29日	17,000	1.575	1.7	15(3)	元利均等	入札
		地銀	5月29日	94,500	1.575	1.7	15(3)	元利均等	入札
		信金	5月29日	568,000	1.650	1.7	15(3)	元利均等	入札
		JA	5月29日	38,300	1.600	1.5	12(3)	元利均等	入札
		JA	5月29日	452,200	1.500	1.3	10(2)	元利均等	入札
	d市(町)	信金	7月31日	46,100	2.010	1.6	15(3)	元金均等	入札
	e市(町)	信金	5月29日	525,900	2.000	1.6	15(2)	元金均等	入札
		信金	5月29日	1,800	2.000	1.6	15(2)	元金均等	入札
		信金	5月29日	2,900	2.000	1.6	15(2)	元金均等	入札
		信金	5月29日	6,500	2.000	1.6	15(2)	元金均等	入札
		信金	5月29日	29,100	2.000	1.6	15(2)	元金均等	入札
		信金	5月29日	4,100	2.000	1.6	15(2)	元金均等	入札
		信金	5月29日	589,000	1.300	1.0	5.5(0)	元金均等	入札
		地銀	5月29日	8,200	1.565	1.3	10(2)	元金均等	入札
		地銀	5月29日	16,000	1.565	1.3	10(2)	元金均等	入札
		地銀	5月29日	146,800	1.565	1.3	10(2)	元金均等	入札
		地銀	5月29日	52,700	1.565	1.3	10(2)	元金均等	入札
		地銀	5月29日	3,300	1.565	1.3	10(2)	元金均等	入札
		地銀	5月29日	840,000	2.460	1.9	20(3)	元金均等	入札
	f市(町)	地銀	5月23日	267,800	1.755	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月23日	1,600	1.755	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月23日	112,300	1.755	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月23日	61,800	1.755	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月23日	256,800	2.040	1.6	15(3)	元金均等	随意契約
JA		5月23日	55,000	1.830	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ	
JA		5月23日	28,800	1.830	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ	
g市(町)	JA	5月19日	2,855,600	1.500	1.4	10(3)	元金均等	入札	
	JA	5月30日	772,600	2.100	1.6	15(3)	元金均等	入札	
	信金	5月30日	464,500	2.050	1.6	15(3)	元金均等	入札	
	地銀	5月30日	29,200	2.040	1.6	15(3)	元金均等	入札	
	JA	5月30日	594,100	2.100	1.6	15(3)	元金均等	入札	
	地銀	5月30日	125,400	0.837	1.0	1(0)	元金均等	入札	
h市(町)	JA	5月23日	11,900	1.500	1.3	10(1)	元金均等	見積合わせ	
	JA	5月23日	2,100	1.050	1.0	5(0)	元金均等	見積合わせ	
	JA	5月23日	73,100	2.000	1.9	20(3)	元金均等	見積合わせ	
	JA	5月23日	623,500	1.650	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ	
	JA	5月23日	95,000	1.500	1.4	10(0)	元金均等	見積合わせ	
	JA	5月23日	9,000	1.050	1.0	5(0)	元金均等	見積合わせ	
	JA	5月23日	2,700	1.500	1.3	10(1)	元金均等	見積合わせ	
	JA	5月23日	3,000	1.050	1.0	5(0)	元金均等	見積合わせ	

		借入先	20年 借入日	借入額 (千円)	利率(%)	対応する 財融資金 金利	償還期間 (うち据置)	償還方式	交渉方法(入 札、見積り、相 対交渉)
A	i市(町)	信金	H20.5.23	1,200	1.485	1.3	10(1)	元金均等	比較見積(一部相対)
		信金	H20.5.23	2,500	1.485	1.3	10(1)	元金均等	比較見積(一部相対)
		信金	H20.5.23	24,100	1.485	1.3	10(1)	元金均等	比較見積(一部相対)
		地銀	H20.5.23	94,800	1.838	1.6	15(1)	元金均等	比較見積(一部相対)
		JA	H20.5.23	123,000	1.400	1.3	10(1)	元金均等	比較見積(一部相対)
	j市(町)	JA	5月23日	409,900	1.800	1.7	15(3)	元利均等	入札
		JA	5月23日	28,700	1.800	1.7	15(3)	元利均等	入札
		JA	5月23日	12,300	1.500	1.3	10(2)	元利均等	入札
	k市(町)	地銀	4月25日	154,600	1.663	1.5	12(3)	元利均等	見積合わせ
		地銀	4月25日	8,000	1.663	1.5	12(3)	元利均等	見積合わせ
		JA	4月25日	75,000	1.838	1.7	15(3)	元利均等	見積合わせ
	l市(町)	JA	5月23日	22,300	1.400	1.3	10(1)	元金均等	見積合わせ
		JA	5月23日	39,400	1.550 ※	1.5	20(3)	元金均等	見積合わせ
	m市(町)	JA	5月23日	210,200	1.555	1.9	20(3)	元金均等	入札
		JA	5月23日	298,800	1.510	1.9	20(3)	元金均等	入札
	n市(町)	JA	5月23日	384,500	1.550 ※	1.5	20(3)	元利均等	入札
		JA	5月23日	391,000	1.780 ※	1.5	20(3)	元利均等	入札
JA		5月23日	2,500	1.780 ※	1.5	20(3)	元利均等	入札	
o市(町)	JA	5月23日	20,800	1.950	1.7	15(3)	元利均等	見積入札	
p市(町)	JA	5月23日	482,700	1.500	1.3	10(2)	元利均等	入札	
B	q市(町)	JA	4月25日	60,000	1.536	1.0	10(0)	元金均等	見積依頼
		JA	4月25日	188,200	1.536	1.4	15(3)	元金均等	見積依頼
		JA	4月25日	90,500	1.536	1.4	15(3)	元金均等	見積依頼
	r市(町)	JA	5月29日	50,000	1.900	1.9	20(3)	元利均等	見積合わせ
		JA	5月29日	172,100	1.900	1.9	20(3)	元利均等	見積合わせ
s市(町)	JF	5月27日	3,700	1.345	1.0	5(1)	元金均等	入札	
C	t市(町)	地銀	5月30日	65,800	2.040	1.3	10(2)	元金均等	相対交渉
		地銀	5月30日	58,700	2.040	1.3	10(2)	元金均等	相対交渉
		地銀	5月30日	20,800	2.040	1.3	10(2)	元金均等	相対交渉
		JA	5月30日	87,461	1.880	1.6	15(3)	元金均等	入札
		JA	5月30日	77,600	1.880	1.6	15(3)	元金均等	入札
		信金	5月30日	81,800	1.520	1.3	10(2)	元金均等	入札
		信金	5月30日	39,200	1.520	1.3	10(2)	元金均等	入札
		信金	5月30日	25,700	0.940	1.0	2(0)	元金均等	入札
	u市(町)	信金	4月30日	29,200	1.300	1.1	10(1)	元利均等	見積合わせ
		地銀	4月30日	1,469,800	1.620	1.4	15(3)	元利均等	見積合わせ
D	v市(町)	信金	5月30日	215,000	0.800 ※	1.5	15(3)	元金均等	入札
		信金	5月30日	306,100	1.090 ※	1.5	15(3)	元金均等	入札
		信金	5月30日	200,000	1.200 ※	1.5	15(3)	元金均等	入札
		地銀	5月30日	1,220,000	1.320 ※	1.5	15(3)	元金均等	入札
E	w市(町)	労金	5月27日	149,200	1.590	1.3	10(2)	元金均等	入札
		信金	5月27日	316,000	2.245	1.9	20(3)	元金均等	入札
F	x市(町)	都銀	4月21日	400,000	2.040	1.1	10(3)	元金均等	見積合わせ
		都銀	4月21日	400,000	2.040	1.1	10(3)	元金均等	見積合わせ
		地銀	4月21日	400,000	2.040	1.1	10(3)	元金均等	見積合わせ

	借入先	20年 借入日	借入額 (千円)	利率(%)	対応する 財融資金 金利	償還期間 (うち据置)	償還方式	交渉方法(入 札、見積り、相 対交渉)	
F 県	y市(町)	都銀	5月21日	72,100	2.370	1.4	10(3)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月21日	76,000	2.370	1.4	10(3)	元金均等	見積合わせ
		都銀	5月21日	76,000	2.370	1.4	10(3)	元金均等	見積合わせ
		都銀	5月21日	19,200	2.370	1.3	10(2)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月21日	20,000	2.370	1.3	10(2)	元金均等	見積合わせ
		都銀	5月21日	20,000	2.370	1.3	10(2)	元金均等	見積合わせ
		都銀	5月21日	13,100	1.980	1.0	5(1)	元金均等	見積合わせ
		都銀	5月30日	227,000	2.350	1.3	10(0)	元金均等	見積合わせ
		都銀	5月30日	227,000	2.350	1.3	10(0)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月30日	227,000	2.350	1.3	10(0)	元金均等	見積合わせ
G 県	z市(町)	地銀	5月31日	1,747,000	1.810	1.9	20(3)	元金均等	随意契約
		地銀	5月31日	500,000	1.690	1.3	10(2)	元金均等	入札
		地銀	5月31日	1,847,800	1.810	1.9	20(3)	元金均等	入札
		地銀	5月31日	390,900	1.810	1.3	10(2)	元金均等	随意契約
		信金	5月31日	122,500	1.810	1.3	10(2)	元金均等	随意契約
		信金	5月31日	399,800	1.680	1.3	10(2)	元金均等	入札
H 県	aa市(町)	都銀	4月28日	2,049,900	2.065	1.4	15(1)	元金均等	入札
		信金	4月28日	53,200	1.300	0.9	7(1)	元金均等	入札
		信金	5月28日	237,800	1.500	1.1	7(1)	元金均等	入札
		信金	5月28日	266,600	1.700	1.3	10(1)	元金均等	入札
		都銀	5月28日	658,000	2.700	1.9	20(3)	元金均等	入札
	ab市(町)	地銀	5月26日	55,600	2.500	1.4	10(2.5)	元金均等	相対方式
		地銀	5月26日	65,500	2.500	1.4	10(2.5)	元金均等	相対方式
		都銀	5月26日	55,600	2.500	1.4	10(3)	元金均等	相対方式
		都銀	5月26日	65,500	2.500	1.4	10(2.5)	元金均等	相対方式
	ac市(町)	JA	5月30日	20,800	1.680	1.9	20(3)	元金均等	入札
JA		5月30日	44,700	1.680	1.9	20(3)	元金均等	入札	
I 県	ad市(町)	振興協会	5月20日	501,100	1.200	1.4	12(2)	元金均等	申請
	ae市(町)	JA	5月23日	547,200	1.800	1.3	10(1)	元金均等	入札
	af市(町)	JA	5月27日	43,700	1.850	1.3	10(2)	元金均等	相対方式
	ag市(町)	JA	5月26日	368,800	2.400	1.6	15(3)	元金均等	入札
		振興協会	5月26日	88,200	1.200	1.4	12(2)	元金均等	入札
		振興協会	5月26日	76,600	1.200	1.4	12(2)	元金均等	入札
		振興協会	5月26日	67,800	1.200	1.4	12(2)	元金均等	入札
		振興協会	5月26日	65,900	1.200	1.4	12(2)	元金均等	入札
		振興協会	5月26日	59,800	1.200	1.4	12(2)	元金均等	入札
		地銀	5月26日	54,700	2.400	2.0	25(3)	元金均等	入札
		振興協会	5月26日	52,600	1.200	1.4	12(2)	元金均等	入札
		振興協会	5月26日	48,400	1.200	1.4	12(2)	元金均等	入札
	ah市(町)	JA	5月26日	47,400	2.400	1.6	15(3)	元金均等	入札
		労金	5月25日	2,291,700	1.310	1.3	10(0)	元金均等	入札
	ai市(町)	労金	5月25日	216,800	1.320	1.3	10(0)	元金均等	入札
		振興協会	5月20日	363,100	1.200	1.5	12(2)	元金均等	相対方式
	aj市(町)	JA	5月27日	309,100	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札
JA		5月27日	196,600	1.650	1.9	20(3)	元金均等	入札	
JA		5月27日	190,000	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札	
JA		5月27日	81,700	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札	

		借入先	20年 借入日	借入額 (千円)	利率(%)	対応する 財融資金 金利	償還期間 (うち据置)	償還方式	交渉方法(入 札、見積り、相 対交渉)
I 県	ak市(町)	JA	5月27日	52,300	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札
		JA	5月27日	34,400	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札
		JA	5月27日	28,500	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札
		JA	5月27日	24,800	1.650	1.3	10(2)	元金均等	入札
		JA	5月27日	20,400	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札
		JA	5月27日	12,500	1.650	1.6	15(3)	元金均等	入札
	al市(町)	地銀	5月29日	224,000	1.785	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
		JA	5月29日	196,000	1.750	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
		JA	5月29日	41,800	1.750	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
		JA	5月29日	12,400	1.750	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
		JA	5月29日	8,900	1.750	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月29日	7,500	1.750	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
		JA	5月29日	4,800	1.750	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
		JA	5月29日	4,600	1.750	1.6	15(2)	元金均等	見積合わせ
	am市(町)	地銀	5月30日	1,911,500	1.370	1.0	5(3)	元金均等	相対方式
		地銀	5月30日	1,803,000	1.960	1.4	10(3)	元金均等	相対方式
		信金	5月30日	1,800,000	1.380	1.0	5(3)	元金均等	見積合わせ
		信金	5月30日	1,776,600	1.980	1.4	10(3)	元金均等	見積合わせ
		信金	5月30日	1,546,800	2.350	1.6	15(3)	元金均等	見積合わせ
		地銀	5月30日	1,330,000	2.330	1.6	15(3)	元金均等	相対方式
	an市(町)	JA	5月30日	787,800	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		JA	5月30日	353,100	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		地銀	5月30日	302,800	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		地銀	5月30日	280,300	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		JA	5月30日	213,500	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		信金	5月30日	212,900	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		地銀	5月30日	210,000	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		JA	5月30日	174,000	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
		JA	5月30日	161,300	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
	ao市(町)	JA	5月20日	83,300	2.220	1.6	15(3)	元金均等	入札及び随契
JA		5月20日	128,900	1.700	1.6	15(0)	元金均等	見積合わせ	
JA		5月20日	25,800	1.700	1.6	15(0)	元金均等	見積合わせ	
JA		5月20日	15,600	1.700	1.6	15(0)	元金均等	見積合わせ	
JA		5月20日	5,200	1.700	1.3	10(0)	元金均等	見積合わせ	
JA		5月20日	3,800	1.700	1.6	15(0)	元金均等	見積合わせ	
		JA	5月20日	2,500	1.700	1.8	20(0)	元金均等	見積合わせ

※は、途中での利率見直し方式

# 地域金融機関の現状

(各地域金融機関へのアンケート及びヒアリング結果)

平成20年8～10月に実施

## (1) リスク管理の徹底

以下の要因から、地域金融機関のリスク管理の強化が進んでおり、地方債引受についても様々な影響が見込まれる状況。

### ① 新 BIS 規制（バーゼル II）のアウトライヤー基準（注）

10年以上の起債の場合、貸付リスクが高く算出されるため、短期貸付を求める傾向が出てきている。

### ② ALM の徹底

資産と負債の平均年限の均衡が求められてきている中で、銀行等においては、資金調達は預金を主としており平均年限は2年未満であるため、運用資産たる地方債も5年以下の短期を求める傾向が出てきている。

### ③ 将来の中長期的な金利上昇を見据えた管理（逆ざや懸念）

将来の金利上昇を見据え、逆ざや懸念から、長期低金利固定の貸付を控える傾向が出てきている。

### ④ 特定債券の集中保有の回避を求める傾向

脚注：アウトライヤー基準とは、標準的金利ショック（上下200bpsの平行移動による金利ショック等）によって計算される経済価値を指す。  
このアウトライヤー基準が、自己資本の20%を超えた銀行をアウトライヤー銀行と称する。

# 地域金融機関の現状

(各地域金融機関へのアンケート及びヒアリング結果)

## (2) 通算償還年限の延長や公的資金の代替等に伴う貸付残高の増加と引受余力の低下

通算償還年限を増加する地方団体が近年増えてきていること、公的資金の縮減を補う必要があること等から、地域金融機関の地方債引受額の増加により、引受余力が少なくなってきたと回答する地域金融機関がある。

## (3) 地域金融機関からの要請

上記事情を背景に、以下の要請が地域金融機関から求められる例が多くなってきている。

- ① 借入金利の引上げや設定方式の見直し
- ② 長期地方債貸付リスクを回避するため、一銘柄当たりの貸付期間を5年以下等に短縮化するよう要請
- ③ 引受地方債の転売ニーズが高まっており、良好な販売価格を維持し、転売を容易とするため、市場流通性の高い証券発行の増加や満期一括方式発行の増加を要請
- ④ 市場公募団体への移行要請

# 地方公営企業等金融機構の概要について

## －地方公営企業等金融機構の概要－

### ・根拠法

- ・ 地方公営企業等金融機構法

### ・目的

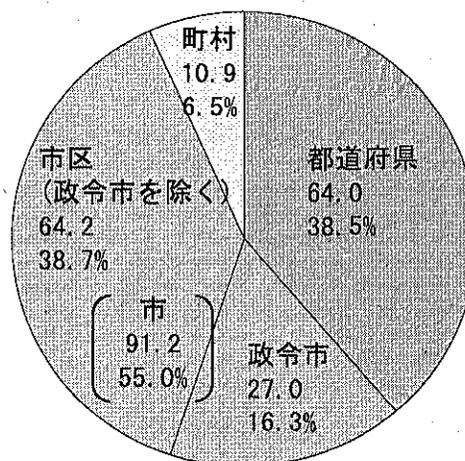
- ・ 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通
- ・ 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を実施  
→地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与

### ・出資金

- ・ 総額 166億円
- ・ 出資者 全地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)  
1,857 団体 地方公共団体別出資額及び割合(単位:億円)

### ・理事長

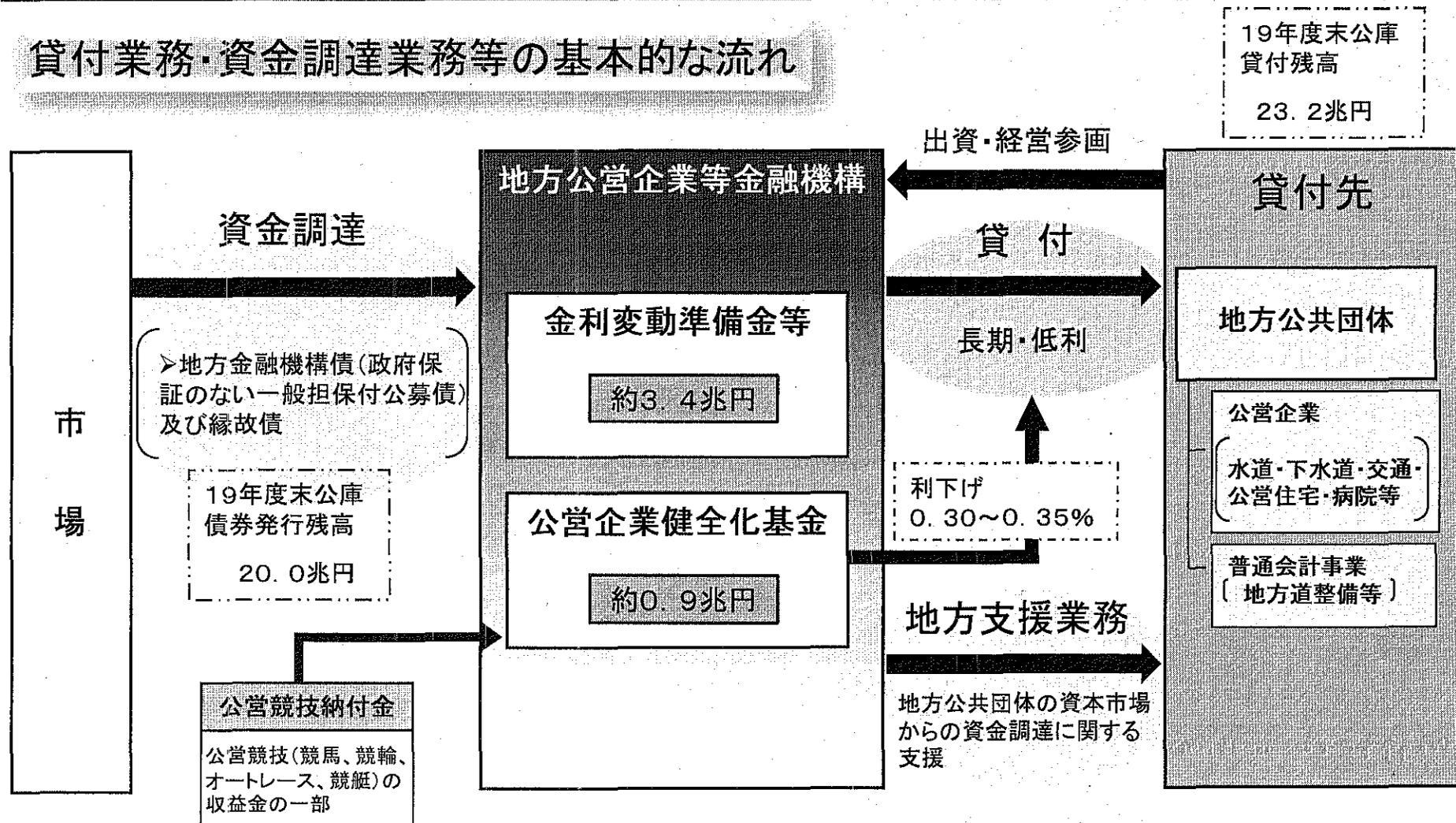
- ・ 渡邊 雄司



※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。

# 業務の基本的な仕組みについて

## 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



## 公営企業債が地方債全体額に占める割合(⑱決算)

	0%	0~5%	5~10%	計	(参考) 10~20%
市 (政令市除く)	26団体	19団体	28団体	73団体	119団体
構成比	3%	2%	4%	9%	15%
町村	147団体	76団体	75団体	298団体	198団体
構成比	14%	7%	7%	29%	19%
全市町村	173団体	95団体	103団体	371団体	318団体
構成比	9%	5%	6%	20%	17%

## 公営企業金融公庫資金の貸付状況について

	⑲貸付あり	⑲貸付なし	⑲貸付なしの 構成比
都道府県	47団体	0団体	0%
政令市	17団体	0団体	0%
一般市・ 特別区	750団体	39団体	5%
町 村	725団体	285団体	28%
市区町村計	1,492団体	324団体	18%